

議第8号

## 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例について

下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年6月3日提出

下呂市長 服部 秀洋

### 提 案 理 由

民間有料駐車場との利用料の均衡を図るとともに、利用者が安心して利用できるよう料金上限を設定するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例

下呂市市営駐車場条例（平成16年下呂市条例第137号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
駐車場の 区分	自動車 の種類	料金区分	金額	駐車場の 区分	自動車 の種類	料金区分	金額
旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）				旧呂翠荘公営駐車場の項・塚田公営住宅の項（略）			
下呂温泉 駐車場	普通自 動車	1時間ま で	<u>100円</u>	下呂温泉 駐車場	普通自 動車	1時間ま で	<u>無料</u>
	及び軽 自動車	1時間を 超え30分 ごと	100円		及び軽 自動車	1時間を 超え30分 ごと	100円
	<u>24時間あたり 1,500円を限度と する。</u>		<u>月極め契 約による 使用</u>		<u>10,280 円以内</u>		
阿多野駐 車場	普通自 動車	1時間ま で	<u>100円</u>	阿多野駐 車場	普通自 動車	1時間ま で	<u>無料</u>
	及び軽 自動車	1時間を 超え30分 ごと	100円		及び軽 自動車	1時間を 超え30分 ごと	100円
	<u>24時間あたり 1,500円を限度と する。</u>						
金山駅前駐車場の項（略）				金山駅前駐車場の項（略）			

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

## 【参考資料】

### 下呂市市営駐車場条例の一部を改正する条例要綱

#### 1. 改正理由

民間有料駐車場との利用料の均衡を図るとともに、利用者が安心して利用できるよう料金の上限を設定するため、当該条例の一部を改正するものです。

#### 2. 概要

(1) 料金を1時間まで100円とし、24時間あたりの上限額を1,500円とします。  
また月極契約による利用は廃止します。

(別表関係)

(2) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則関係)